

電気通信大学情報理工学域教授会規程

平成28年 3月23日

改正

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第17条第7項の規定に基づき、情報理工学域教授会（以下「学域教授会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 学域教授会は、情報理工学域を担当する専任教員をもって組織する。

2 情報理工学域を担当する特任教員を学域教授会の構成員に加えることができる。ただし、人事及び組織等の事項の審議には加わらない。

(審議事項)

第3条 学域教授会は、学域の学生の入学及び卒業並びに学位の授与について審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条第2項第3号の規定により学域教授会の意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要な事項として学長が定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学生の転学、留学及び懲戒に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

3 学域教授会は、前項各号に掲げる事項について審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

4 学域教授会は、学域の運営に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 第1項及び第2項に掲げる事項以外の教育又は研究に関すること。

(2) 学域内の予算配分に関すること。

(3) 学域教授会及び学域代議員会の構成及び運営に関すること。

(4) 学域代議員会に付託する審議事項に関すること。

(5) その他学域の運営に関すること。

5 学長は、第2項に掲げる事項を改正するときは、学域教授会の意見を聴くものとする。

(会議の運営)

第4条 学域長は、学域教授会の議長となる。

2 学域長は、学域教授会を主宰する。学域長に事故あるときは、あらかじめ学域長が指名する者がその職務を代行する。

3 学域長は、学域教授会の構成員の3分の1以上が審議事項を定めて会議の開催を要求した場合、学域教授会を招集しなければならない。

(会議の開催)

第5条 学域教授会は、構成員の2分の1以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、教授会開催日における授業担当、出張、研修及び1か月以上の長期療養中の者は、構成員の数に算入しないものとする。

(議事)

第6条 学域教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 学域教授会は、必要と認めた場合は、構成員以外の者を学域教授会に出席させて意見を聴くことができる。

(代議員会)

第8条 学域教授会は、学域の円滑な運営を図るため第2条第1項の構成員の一部をもって構成される学域代議員会を置く。

2 学域教授会が学域代議員会へ付託した審議事項は、学域代議員会の議決をもって学域教授会の議決とすることができる。

3 学域教授会は、前項の定めるところにより学域代議員会により審議決定された事項について、必要に応じ説明又は報告を求めることができる。

4 学域代議員会に関する事項は、別に定める。

(専門委員会)

第9条 学域教授会に、次の専門委員会を置く。

予算委員会

教育委員会

入学試験委員会

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 学域教授会に関する事務は、情報理工学研究科等事務室において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学域教授会の運営に関し必要な事項は、学域教授会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 情報理工学部の運営に関する事項並びに情報理工学部に在籍する学生及びこれに準ずる学生に係る入学、卒業、学位の授与、教育課程の編成に関する事項その他の情報理工学部教授会で審議することとしていた事項並びにこれに準ずる電気通信学部教授会で審議していた事項については、情報理工学域教授会で審議するものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。